

●山口県の実例

- ✓ 都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。

「地域クラブ活動の要件」

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- などの要件が考えられる。

山口県
新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和5年（2023年）10月
山口県 山口県教育委員会

出典：山口県、山口県教育委員会「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年（2023年）10月）

●北海道北見市の取組例

「北見市地域クラブ活動認定制度」について

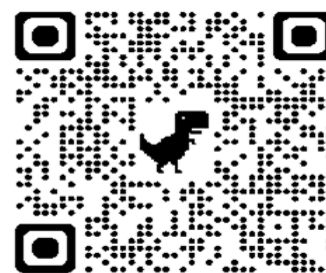
北見市立学校における部活動の受け皿として、北見市地域クラブ活動に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

<認定の要件>

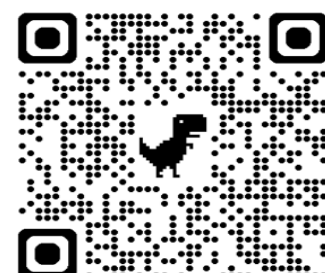
- ・部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- ・「北見市立学校における部活動の在り方に関する方針」に沿った活動（休養日・活動時間については遵守）であること。
- ・北見市内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- ・地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ・団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ・会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- ・営利を目的とした団体でないこと。
- ・中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

認定地域クラブ活動への支援

- ・各種大会、コンクール等への参加補助
- ・就学援助世帯へのクラブ活動費の給与
- ・北見市ホームページでの活動紹介



北見市地域クラブ
活動認定制度



北見市認定地域
クラブ活動の紹介

地域クラブ公認制度

地域クラブ

【提出内容】

- 1 : 申請書
- 2 : 認定要件確認書
- 3 : 規約または会則（任意様式）
- 4 : その他、クラブ活動の概要がわかる資料
・クラブ代表者、指導者の情報
・活動計画（活動場所、時間など） 等

サポートセンター

【公認条件】

- 1 : 中学生が参加できる
- 2 : 市内での活動（原則）
- 3 : 営利目的を主としない
- 4 : 複数体制であること（指導者等）
- 5 : 規約（会則）
- 6 : 指導者研修の受講
- 7 : 適正な活動内容（ガイドライン）

1. 相談

2. 面談・見学

3. 申請

4. 公認

5. 支援

活動内容、活動場所、会費、会員数、広報、保護者対応、児童生徒の対応 等
幅広い支援を行う